

群馬大学における教員評価指針

平成18年3月 9日 役員会決定
平成22年6月16日 改正
平成25年6月27日 改正
平成28年1月 6日 改正

第1 目的

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）は、その理念及び目標並びに中期計画に基づいて教員の活動状況を点検・評価（以下「教員評価」という。）する。この教員評価は、教員の諸活動への支援と啓発並びに本学の教育、研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに、適切な情報公開により社会への説明責任を果たすことを目的とする。

第2 評価実施単位

教員評価の実施単位は、各学部、各研究科・理工学府、生体調節研究所、医学部附属病院、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、国際教育・研究センター、多文化共生教育・研究プロジェクト推進室、テニユアトラック普及推進室、先端科学研究指導者育成ユニット、未来先端研究機構、男女共同参画推進室（以下「学部等」という。）毎とする。

第3 評価対象

教員評価の対象となる教員は、本学の専任の教授、准教授、講師及び助教とし、主担当を命ぜられた学部等において、評価を受けるものとする。ただし、在職期間1年未満の者並びに学長が教員評価を必要としないと認めた者は、本評価の対象から除くことができる。

第4 評価実施体制

- (1) 学長は、この指針に基づき、全学的な実施要項を定め教員評価を実施する。
- (2) 第2に定める学部等の長は、全学的な実施要項を踏まえ、学部等の特性を考慮した評価方針等の決定、教員評価の実施及びその結果の取りまとめ等を行う。
- (3) 学部等の長は、評価の実施に当たって、当該学部等の教員評価の実施に関する事項の専門的検討や実質的な教員評価作業を行う組織を置くことができる。

第5 評価領域

教員評価の領域は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域（以下「各領域」という。）に分類し、各領域それぞれの評価項目は別紙のとおりとする。

第6 評価期間

- (1) 教員評価は、毎年実施するものとして、原則として過去1年度分の教員個々の活動について行う。
- (2) 必要に応じて評価の対象となる年度以外の活動の一部を評価することができる。
- (3) 評価期間のうち、海外渡航、休職、育児休業等の期間がある教員については、当該期間を考慮して評価することができる。

第7 評価実施手順

- (1) 学部等の長は、実施要項及び当該学部等の目標、専門分野の特徴などを考慮した「教

- 員評価基準」を定め、これを当該学部等を主担当とする教員にあらかじめ公表する。
- (2) 教員は、毎年4月30日までに、評価書を主担当を命ぜられた学部等の長に提出する。
 - (3) 学部等の長は、評価書及び群馬大学大学情報データベースのデータ等を基に教員評価を実施し、その結果を所定の様式により、当該教員へ通知する。
 - (4) 教員は、評価結果について意見があれば、所定の期間内に申立てを行うことができる。
 - (5) 学部等の長は、必要に応じて、評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮するとともに、教員から評価結果についての意見の申立てがあったときは、速やかに意見を聴取し、再度検証したうえで、評価結果を確定する。
 - (6) 学部等の長は、特に低い評価を受けた教員に対して適切な指導及び助言などの改善指示を行う。
 - (7) 学部等の長から改善指示を受けた教員は、所定の様式により、学部等の長へ改善計画を提出する。
 - (8) 学部等の長は、評価結果及びそれに基づく報奨、指導等の状況を所定の様式にまとめ、学長に報告する。
 - (9) 学長は、必要に応じて、学部等の長に指導及び助言などの改善指示を行う。

第8 評価方法等

学部等の長は、各学部等の教員評価基準に従って、教員の各領域における活動状況の評価したうえで、各領域の重み付け係数をもとに、総合評価を決定する。

- (1) 各領域それぞれの評点及び評語は、次のとおりとする。
 - 5 特に優れている
 - 4 水準を上回っている
 - 3 水準に達している
 - 2 やや問題があり改善の余地がある
 - 1 問題があり改善を要する
- (2) 各領域の重み付け係数は0以上の整数とし、その合計が「10」となるよう教員が自己申告する。学部等長は、当該学部等の特性、教員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況に応じ、教員が申告した重み付け係数を修正できるものとする。
- (3) 総合評価は、各領域の評点に当該領域の重み付け係数を乗じて評点を算出するものとし、算出された評点に応じて次の区分・評語とする。

なお、特に優れていると認められる場合は、評点にかかわらずS評価とすることができる。

	S 特に優れている
40以上	A 優れている
30以上40未満	B おおむね適切
20以上30未満	C やや問題があり改善の余地がある
20未満	D 問題があり改善を要する
- (4) 群馬大学大学情報データベースに入力しない教員（特別な理由のある場合を除く。）の評点は「0」とする。

第9 評価結果の活用

- (1) 評価結果は、教員が次の評価期間の活動を向上させるために活用するものとする。
- (2) 学長及び学部等の長は、特に高い評価を受けた教員に対して、その活動の一層の向上を促すため報奨等の適切な措置をとる。
- (3) 学長及び学部等の長は、教員評価の結果を本学及び学部等の活動の改善に役立てるものとする。

第10 評価結果の公表

- (1) 教員の評価結果は、個人情報として取り扱い、原則として本人以外には非公表とする。
- (2) 公表する評価結果は、各学部等の評価結果を全学で取りまとめ、集計したものとする。
- (3) 学長及び理事は、この指針の目的達成のため、必要に応じ、教員個々のデータを閲覧することができる。

第11 評価の実施結果の検証等

執行役員会議は、教員評価の実施後、速やかに検証を行い、その結果について学長に報告する。

附 則

平成28年度に実施する評価については、第3中「在職期間1年未満」とあるのは「在職期間3年未満」と、第6第1項中「過去1年度分」とあるのは「過去3年度分(ただし、研究の領域は過去6年度分)」と、第7第2項中「4月30日までに、」とあるのは「別に設定する日までに、」と読み替える。